

議第80号

高山市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

高山市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年9月1日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

高山駅西駐車場を設置するため改正しようとする。

高山市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高山市駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和43年高山市条例第58号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後														
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="188 600 774 936"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">広小路駐車場の項～天満駐車場の項 (略)</td> </tr> <tr> <td>不動橋駐車場</td> <td>高山市七日町2丁目135番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	広小路駐車場の項～天満駐車場の項 (略)		不動橋駐車場	高山市七日町2丁目135番地1	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="831 600 1417 936"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">広小路駐車場の項～天満駐車場の項 (略)</td> </tr> <tr> <td>不動橋駐車場</td> <td>高山市七日町2丁目135番地1</td> </tr> <tr> <td>高山駅西駐車場</td> <td>高山市昭和町1丁目22番地10</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	広小路駐車場の項～天満駐車場の項 (略)		不動橋駐車場	高山市七日町2丁目135番地1	高山駅西駐車場	高山市昭和町1丁目22番地10
名称	位置														
広小路駐車場の項～天満駐車場の項 (略)															
不動橋駐車場	高山市七日町2丁目135番地1														
名称	位置														
広小路駐車場の項～天満駐車場の項 (略)															
不動橋駐車場	高山市七日町2丁目135番地1														
高山駅西駐車場	高山市昭和町1丁目22番地10														

改正前

改正後

別表（第6条関係）

別表（第6条関係）

単位	駐車場名	天満駐車場 不動橋駐車場		神明駐車場		広小路駐車場 弥生橋駐車場 えび坂駐車場 空町駐車場	花岡駐車場	かじ橋駐車場
	車種	普通自動車 軽自動車	大型自動車	普通自動車 軽自動車	大型自動車	普通自動車 軽自動車	普通自動車 軽自動車	普通自動車 軽自動車
普通駐車券の部～定期駐車券1月につきの部（略）								

単位	駐車場名	天満駐車場 不動橋駐車場 高山駅西駐車場		神明駐車場		広小路駐車場 弥生橋駐車場 えび坂駐車場 空町駐車場	花岡駐車場	かじ橋駐車場
	車種	普通自動車 軽自動車	大型自動車	普通自動車 軽自動車	大型自動車	普通自動車 軽自動車	普通自動車 軽自動車	普通自動車 軽自動車
普通駐車券の部～定期駐車券1月につきの部（略）								

備考（略）

備考（略）

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

### (経過措置)

- 2 高山駅西駐車場の管理については、この条例の施行の日から規則で定める日までの間は、この条例による改正後の高山市駐車場の設置及び管理に関する条例（以下「改正後条例」という。）第3条の規定にかかわらず、市長が管理するものとする。この場合において、改正後条例第5条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市長は、収容能力を勘案して」とあるのは「収容能力を勘案して」と、第7条第1項、第8条、第9条及び第13条第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第11条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「認めるときは、」と読み替えるものとする。